

**農作物共済及び園芸施設共済の制度の仕組みと  
農業災害補償制度を取り巻く最近の情勢**

# ・農業災害補償制度の概要

## 1 農業災害補償制度の概要

### 1 趣旨

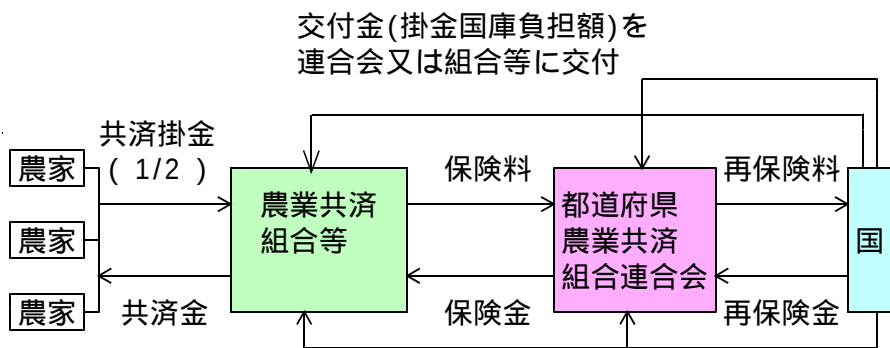
農業災害補償制度は、自然災害、病虫害、鳥獣害等の農業災害によって受ける損失を保険の仕組みにより補てんし、農業経営の安定を図ることを目的として、昭和22年に創設されて以来、農業災害対策の基幹として、被災された農業者の損失を合理的に補てんし、農業経営のセーフティネットとして、農業経営の安定と農業生産力の発展に重要な役割を果たしてきたところです。農業事情や農家の保険需要の変化等に対応し、共済目的の追加、補てん方式の拡充等幾多の制度改正を行いつつ、我が国農業の発展に寄与しています。

### 2 制度の仕組み

農業災害補償制度は、農業共済組合等（農業共済組合又は共済事業を行う市町村）、都道府県農業共済組合連合会、国（農業共済再保険特別会計）の3段階制で運営されています。

農業共済組合等は、農家から共済掛金を徴収し、被災農家に共済金を支払います。また、農業共済組合等は、大災害に備え、連合会の保険に付し、更に、連合会は国の再保険に付すことにより、全国的な危険分散を図っています。

（地域の意向により2段階制（組合 - 国）での実施も可能）



（注）国が共済掛金の約1/2を負担しています。

### 3 共済目的

| 事業の種類  | 共済目的<br>(制度の対象となっている作目)                                                                       | 共済金額<br>(補償限度契約額) | 加入面積<br>(頭、棟数)     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------|
| 農作物共済  | 水稻、陸稲、麦                                                                                       | 12,987億円          | 1,761千ha           |
| 家畜共済   | 牛、馬、豚                                                                                         | 7,319             | 6,387千頭            |
| 果樹共済   | うんしゅうみかん、なつみかん、<br>いよかん、指定かんきつ、りんご、<br>ぶどう、なし、もも、おうとう、<br>びわ、かき、くり、うめ、すもも、<br>キウイフルーツ、パインアップル | 1,119             | 47千ha              |
| 畑作物共済  | ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、<br>てん菜、さとうきび、茶、そば、<br>スイートコーン、たまねぎ、<br>かぼちゃ、ホップ、蚕繭                          | 1,306             | 247千ha<br>(蚕繭10千箱) |
| 園芸施設共済 | 特定園芸施設（附帯施設、施設内<br>農作物を含む。）                                                                   | 4,442             | 25千ha              |

- （注）1 共済金額及び引受数量は、平成19年産（家畜共済、園芸施設共済については平成19年度）に係るものです。
- 2 平成19年産から、共済目的に「そば」が、「指定かんきつ」に「はるみ」が追加されました。
- 3 果樹共済には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済があります。加入面積には、樹体共済1千haを含みます。
- 4 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず及びはるみです。

#### 4 補てんの仕組み

収穫物の共済（農作物、果樹、畑作物）の場合

災害により一定以上の減収量となった場合、支払対象外部分（引受方式により基準収穫量の1～5割）を控除した部分について共済金が支払われます。

補償内容は、農家の多様なニーズに応えるため、

例えば、農作物（水稻、麦）では、

- ・一筆方式：耕地ごとに、一定割合を超える減収があった場合に共済金が支払われます。
- ・半相殺方式：農家単位で加入し、減収にあった耕地の減収量の合計が一定割合を超える場合に共済金が支払われます。
- ・全相殺方式：農家単位で加入し、一定割合を超える減収があった場合に共済金が支払われます。
- ・品質方式、災害収入共済方式：農家ごとに、減収又は品質の低下があり、生産金額が一定割合を下回った場合に共済金が支払われます。

といった加入方式を用意しており、補償内容は、個々の農家が選択できるようになっています。

資産の共済（家畜、園芸施設）の場合

家畜が死亡したり、廃用となったりした場合やプラスチックハウスやガラス室等に損害があった場合に、損害額に農家が選択した補償割合（付保割合）を乗じた額が共済金として支払われます。

また、家畜の疾病や傷害の治療（病傷事故）による費用や園芸施設内の農作物の被害、被災時の園芸施設の撤去費用についても補償しています。

#### 5 共済金の支払状況

農業共済事業は、自然災害、病虫害等の農業災害によって受ける損失の補てんを対象としているため、共済金の支払額は、自然災害等の多寡により大きく変動します。

・平成5年の大冷害の際には、水稻を中心に約5,500億円の共済金を支払いました。近年では、平成15年は水稻について約990億円の共済金が支払われました。

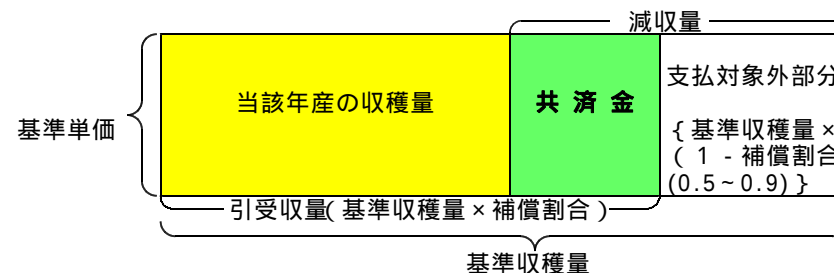
（参考）平成5年及び平成15年産水稻の共済金支払状況

- ・平成5年支払共済金：4,394億円
- ・平成15年支払共済金：990億円

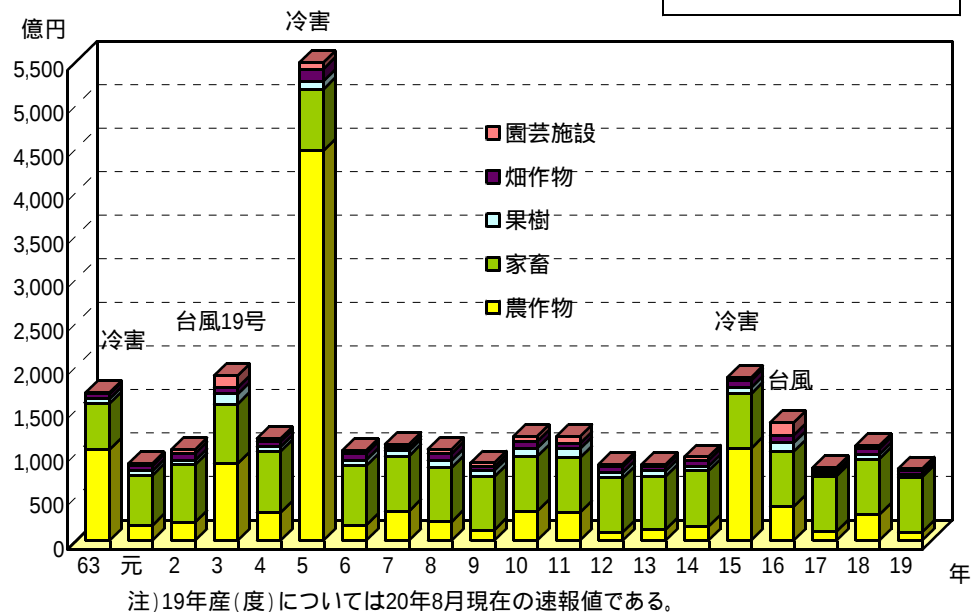
#### ○ 補てん（共済金支払）の仕組み（農作物共済の場合）

##### ・収量補償方式

当該年産の収穫量＜引受収量のとき、緑の部分が共済金として支払われます。



#### 共済金の支払状況



## 6 事業実績

### (1) 平成19年度(家畜・園芸施設共済は年度)の引受状況

- 各事業を通じての延べ加入農家数は、245万戸。
- 引受率は、一定規模以上の農家が当然に加入することとなっている水稲・麦については比較的高位であり、畑作物では6割、園芸施設ではおおむね5割となっていますが、果樹では25%と低位になっています。
- 共済金額の総額は2兆7,172億円で、そのうち農作物共済が48%、家畜共済が27%。
- 共済掛金の総額は1,235億円で、そのうち約5割を国庫負担。

### (2) 共済金額の推移

- 共済金額の総額は、近年、農作物共済の共済金額が減少したこと等からやや減少傾向にあります。

### ○農業共済事業の引受実績(平成19年度(家畜・園芸施設共済は年度))

| 事業名    | 引受戸数  | 引受面積(数量)  | 引受率  | 共済金額   | 共済掛金  |
|--------|-------|-----------|------|--------|-------|
|        | 千戸    | 千ha、千頭、千箱 | %    | 億円     | 億円    |
| 農作物共済  | 1,936 | 1,761     |      | 12,987 | 388   |
| 水稲     | 1,884 | 1,513     | 90.6 | 12,348 | 313   |
| 陸稲     | 1     | 0.2       | 4.2  | 0.5    | 0.1   |
| 麦      | 52    | 248       | 93.8 | 638    | 75    |
| 家畜共済   | 94    | 6,388     |      | 7,319  | 639   |
| 乳用牛等   | 22    | 2,290     | 89.0 | 3,118  | 397   |
| 肉用牛等   | 69    | 2,453     | 70.5 | 3,750  | 207   |
| 馬      | 2     | 23        | 64.8 | 230    | 10    |
| 種豚     | 1     | 185       | 24.9 | 97     | 8     |
| 肉豚     | 1     | 1,436     | 18.8 | 124    | 17    |
| 果樹共済   | 88    | 47        |      | 1,119  | 56    |
| 収穫     | 85    | 45        | 25.4 | 1,048  | 55    |
| 樹体     | 4     | 1         | 2.6  | 71     | 1     |
| 畑作物共済  | 86    |           |      | 1,306  | 92    |
| 農作物    | 85    | 247       | 60.1 | 1,301  | 92    |
| 蚕繭     | 1     | 10        | 51.1 | 5      | 0.1   |
| 園芸施設共済 | 243   | 25        | 47.7 | 4,442  | 60    |
| 合計     | 2,447 |           |      | 27,172 | 1,235 |

(注) 1. 引受率は、面積、頭数又は箱数によるものである。

2. 果樹共済、畑作物共済については、平成20年12月末現在の速報値である。

### ○農業共済事業の共済金額の推移

(単位:億円)

| 事業名    | 年産 | 昭和     | 平成     |        |        |        |        |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        |    | 60     | 元      | 10     | 17     | 18     | 19     |
| 農作物共済  |    | 23,283 | 19,420 | 16,359 | 14,034 | 13,929 | 12,987 |
| 水稲     |    | 22,098 | 18,094 | 15,635 | 12,951 | 12,787 | 12,348 |
| 陸稲     |    | 30     | 19     | 3      | 1      | 1      | 0.5    |
| 麦      |    | 1,156  | 1,306  | 722    | 1,082  | 1,141  | 638    |
| 家畜共済   |    | 6,626  | 8,201  | 7,487  | 7,291  | 7,245  | 7,319  |
| 乳用牛等   |    | 2,850  | 3,195  | 3,109  | 3,234  | 3,181  | 3,118  |
| 肉用牛等   |    | 3,096  | 4,067  | 3,654  | 3,565  | 3,589  | 3,750  |
| 馬      |    | 323    | 453    | 488    | 251    | 237    | 230    |
| 種豚     |    | 150    | 134    | 78     | 91     | 96     | 97     |
| 肉豚     |    | 208    | 352    | 158    | 150    | 143    | 124    |
| 果樹共済   |    | 1,272  | 1,236  | 1,410  | 1,076  | 1,066  | 1,119  |
| 収穫     |    | 1,154  | 1,145  | 1,327  | 999    | 992    | 1,048  |
| 樹体     |    | 118    | 91     | 83     | 77     | 73     | 71     |
| 畑作物共済  |    | 1,891  | 1,615  | 1,335  | 1,361  | 1,389  | 1,306  |
| 農作物    |    | 1,324  | 1,296  | 1,314  | 1,354  | 1,383  | 1,301  |
| 蚕繭     |    | 567    | 319    | 21     | 7      | 5      | 5      |
| 園芸施設共済 |    | 2,536  | 3,124  | 4,260  | 4,618  | 4,563  | 4,442  |
| 合計     |    | 35,609 | 33,595 | 30,852 | 28,381 | 28,192 | 27,172 |

(注) 1. 蚕繭共済は、平成11年度から畑作物共済に統合された。

2. 果樹共済、畑作物共済については、平成20年12月末現在の速報値である。

(3) 共済掛金の状況

- 共済掛金の総額 1,235 億円のうち、農家負担額は 621 億円、国庫負担額は 614 億円で、平均国庫負担割合は 49.7% となっています。

・ 農家負担共済掛金の全国平均

|             |          |          |         |
|-------------|----------|----------|---------|
| 水 稻         | .....    | 10 a 当たり | 1,034 円 |
| 麦           | .....    | "        | 1,409 円 |
| 乳用牛等        | .....    | 1 頭当たり   | 8,759 円 |
| 肉用牛等        | .....    | "        | 4,427 円 |
| 肉 豚         | .....    | "        | 718 円   |
| 果樹(収穫)..... | 10 a 当たり | 6,080 円  |         |
| 畑作物(農作物)... | "        | 1,678 円  |         |
| 園芸施設        | .....    | 1 棟当たり   | 4,286 円 |

○ 共済掛金の状況(平成19年産(家畜・園芸施設共済は年度))

| 事業名    | 総額      | 国庫負担   | 農家負担   | 1戸平均      | 10a、1頭、1箱<br>1棟平均 |
|--------|---------|--------|--------|-----------|-------------------|
|        | 百万円     | 百万円    | 百万円    | 円         | 円                 |
| 農作物共済  | 38,843  | 19,702 | 19,141 |           |                   |
| 水稻     | 31,294  | 15,646 | 15,647 | 8,305     | 1,034             |
| 陸稲     | 9       | 4      | 4      | 8,104     | 2,792             |
| 麦      | 7,541   | 4,052  | 3,490  | 67,558    | 1,409             |
| 家畜共済   | 63,883  | 30,873 | 33,010 |           |                   |
| 乳用牛等   | 39,720  | 19,659 | 20,061 | 931,801   | 8,759             |
| 肉用牛等   | 20,696  | 9,837  | 10,859 | 158,443   | 4,427             |
| 馬      | 994     | 399    | 596    | 241,893   | 26,144            |
| 種豚     | 755     | 292    | 463    | 390,497   | 2,497             |
| 肉豚     | 1,718   | 687    | 1,031  | 1,712,175 | 718               |
| 果樹共済   | 5,584   | 2,792  | 2,792  |           |                   |
| 収穫     | 5,508   | 2,754  | 2,754  | 32,585    | 6,080             |
| 樹体     | 76      | 38     | 38     | 9,844     | 3,093             |
| 畑作物共済  | 9,203   | 5,061  | 4,142  |           |                   |
| 農作物    | 9,192   | 5,056  | 4,136  | 48,884    | 1,678             |
| 蚕繭     | 11      | 6      | 6      | 5,993     | 541               |
| 園芸施設共済 | 6,024   | 3,009  | 3,016  | 12,406    | 4,286             |
| 合計     | 123,537 | 61,437 | 62,101 |           |                   |

(注) 果樹共済、畑作物共済については、平成20年12月末現在の速報値である。・

## 2 農作物共済制度の仕組み

### 共済目的

水稻、陸稲、麦

### 共済事故

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収（水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあつては、水稻及び麦の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）

（注）水稻については、病虫害を共済事故としない方式があります。

### 加 入

水稻、陸稲及び麦の耕作面積の合計が組合等が定める面積以上であり、かつ、組合等の区域内に住所を有する者は組合員又は農作物共済資格者としての資格を持ち、加入することができます。（組合等が定める面積は10a（北海道にあつては30a）を下限とします。）

ただし、共済目的の種類ごとの耕作面積が次表の範囲内で都道府県知事が定める面積基準以上の者は、この事業に当然に加入することになっています。

なお、加入に当たっては、個々の農業者（個人又は法人）のほか、一定の要件を備えた農業生産組織もその生産組織単位で加入できることになっています。

| 適用地域  | 共済目的    | 範囲          |
|-------|---------|-------------|
| 都府県   | 水 稻     | 20 ～ 40 a   |
|       | 陸 稲 ・ 麦 | 10 ～ 30 a   |
| 北 海 道 | 水稻・陸稲   | 30 a ～ 1 ha |
|       | 麦       | 40 a ～ 1 ha |

### 引受方式

#### (1) 種 類

引受けには、耕地一筆ごとの損害を対象とする方式と農家ごとの損害を対象とする方式があります。どの方式に加入したかによって共済金額、共済掛金及び支払共済金が異なります。

なお、引受方式については、組合等が共済規程等で複数の引受方式を選択できることとし、一筆方式及び半相殺方式にあつては個々の農家がこれらの方式を選択、全相殺方式、品質方式及び災害収入共済方式にあつては収穫量（及び生産金額）が出荷資料等により適正に把握できる農家に限りこれらの方式が選択できます。

| 引受方式        | 対象農作物         | 内 容                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一筆単位引受方式    | 水稻<br>陸稲<br>麦 | 耕地一筆ごとの減収量(その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、基準収穫量に農家が選択した共済金支払開始損害割合(以下「支払開始割合」といいます。)を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下、「一筆方式」といいます。)<br>支払開始割合 3 割を選択・・・基準収穫量の 7 割を補償<br>" 4 割を選択・・・ " 6 割を補償<br>" 5 割を選択・・・ " 5 割を補償 |
| 半相殺農家単位引受方式 | 水稻<br>麦       | 農家の被害耕地に係る減収量の合計が、その農家の基準収穫量(その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計)に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下、「半相殺方式」といいます。)<br>支払開始割合 2 割を選択・・・基準収穫量の 8 割を補償<br>" 3 割を選択・・・ " 7 割を補償<br>" 4 割を選択・・・ " 6 割を補償                 |
| 全相殺農家単位引受方式 | 水稻<br>麦       | 農家の減収量(その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、その農家の基準収穫量に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下、「全相殺方式」といいます。)<br>支払開始割合 1 割を選択・・・基準収穫量の 9 割を補償<br>" 2 割を選択・・・ " 8 割を補償<br>" 3 割を選択・・・ " 7 割を補償                      |
| 品質方式        | 水稻            | 農家ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が、基準生産金額に農家が選択した補償割合を乗じた金額を下回った場合に、共済金を支払います。                                                                                                                          |
| 災害収入共済方式    | 麦             | 補償割合 9 割を選択・・・生産金額が基準生産金額の 9 割を下回った時に補償<br>" 8 割を選択・・・ " 8 割 "<br>" 7 割を選択・・・ " 7 割 "                                                                                                                    |

- (注) 1 一筆とは、農道、けいはん、水路等をもって判然と区画された耕地をいいます。  
2 基準収穫量とは、いわゆる平年収穫量のことで、組合等が耕地ごとに設定します。  
3 基準生産金額とは、いわゆる平年的な生産金額で、農家ごとに過去 5 か年間の出荷資料等を基礎として組合等が設定します。  
4 生産金額は、農家ごとに品質の程度ごとの収穫量と、引受時に定めた単位当たり共済金額を基に組合等が設定します。  
5 支払開始割合又は補償割合は組合等が共済規程等において定めたもののなかから、農家が選択します。

## (2) 事故除外

水稻について、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定した地域において、水稻病虫害事故除外方式を実施することができます。

### 対象地域

病虫害の防止のために必要な施設が整備され、その他その防止が適正に行われる見込みがあるものとして、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域

### 共済事故から除外される病虫害

病虫害全般。ただし、いねしらはがれ病菌、いねおうかいしゆく病菌、いねもみがれさいきん病菌及びいねようしょうかっぺん病菌による病害は除外されません。

除外された病虫害に見合う共済掛金が割引されます。

## 共済責任期間

### (1) 水 稲

本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫をするに至るまでの期間

### (2) 陸稲・麦

発芽期（移植の場合は移植期）から収穫をするに至るまでの期間

## 共済金額

引受方式ごとに、次により設定します。

### (1) 一筆方式

単位（kg）当たり共済金額×耕地の基準収穫量の7割（6割・5割）

### (2) 半相殺方式

単位（kg）当たり共済金額×農家の基準収穫量の8割（7割・6割）

### (3) 全相殺方式

単位（kg）当たり共済金額×農家の基準収穫量の9割（8割・7割）

単位当たり共済金額は、米・麦の単位当たり価格を限度として農林水産大臣が定める2以上の金額のうちから組合等が一つの金額を選択します。ただし、組合等が個人選択ができる定めをした場合は、農家の申出により別の金額を選択することができます。

### (4) 品質方式及び災害収入共済方式

共済目的の種類等ごと及び農家ごとに、基準生産金額に最低割合（4～6割の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から補償割合（農家が9割・8割・7割の中から選択した割合）を乗じて得た金額を超えない範囲内で、農家が申し出た金額です。

基準生産金額×4～6割 共済金額 基準生産金額×9割（8割・7割）

## 共済掛金

### (1) 共済掛金

共済掛金の額＝共済金額×共済掛金率

共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則20年間）における被害率を基礎として定める基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合等が設定します。

共済掛金率は、組合等の区域ごとに定めますが、区域内の地域又は農家の被害率等に応じた危険段階別の共済掛金率を設定することもできます。

基準共済掛金率は、一般に3年ごとに改定が行われます。

### (2) 共済掛金に対する国庫負担

水稻・陸稲

国庫は、共済掛金について、共済金額に基準共済掛金率を乗じて得た金額の2分の1を負担します。

麦

国庫は、共済掛金について、共済金額に基準共済掛金率及び次表の超過累進方式により算定される国庫負担割合を乗じて得た金額を負担します。

| 基準共済掛金率の区分 | 国庫負担割合 |
|------------|--------|
| 3 % を超える部分 | 55 %   |
| 3 % 以下     | 50 %   |

(参 考)

麦の基準共済掛金率が 5 % の場合の国庫及び農家の負担割合

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 国庫負担割合 | 52 % ( = 2.6 % ÷ 5 % )             |
| 国庫負担率  | 2.6 % ( = 3 % × 0.5 + 2 % × 0.55 ) |
| 農家負担割合 | 48 % ( = 100 % - 52 % ( 国庫負担割合 ) ) |
| 農家負担率  | 2.4 % ( = 5 % - 2.6 % ( 国庫負担率 ) )  |

#### 損害発生のお知らせ及び損害評価

##### (1) 損害防止

農家は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止に努める義務を有しています。組合等は、農家に対する損害防止についての指導や自ら損害防止事業を行うことができます。

##### (2) 損害発生通知

農家は、共済事故が発生したとき及び共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく組合等に通知しなければならないこととされています。

##### (3) 損害評価

損害評価は、農家の損害発生通知を受けて、農林水産大臣が定める損害認定準則により行われます。

##### 組 合 等

組合等は、次により現地調査を実施し、現地調査終了後、損害評価会の意見を聴いて、耕地ごと又は農家ごとの共済減収量（又は減収量及び生産金額の減少額）を認定します。

- ア 一筆方式・半相殺方式.....損害発生通知のあったすべての耕地について収穫前に収穫量を検見又は実測の方法により調査
- イ 全相殺方式.....損害発生通知のあった農家のすべてについて乾燥調製施設の計量結果により収穫量を調査（収穫物を乾燥調製施設に搬入しない耕地については、検見又は実測の方法により調査）麦については、売渡数量により調査することも可
- ウ 水稻の品質方式  
麦の災害収入共済方式.....損害発生通知のあった農家のすべてについて農協等の出荷資料（収穫物を農協等に出荷しない耕地については、実測の方法により調査）により収穫量、品質の程度及び生産金額を調査

## 連 合 会

連合会は、組合等の認定結果を検定するため、組合等の現地調査終了後、抜取調査を行い、損害評価会の意見を聴いて組合等ごとの共済減収量（水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては減収量及び生産金額の減少額）を認定します。

## 共済金

### （１） 一筆方式、半相殺方式及び全相殺方式

共済目的の種類等ごとに、支払開始割合に応じて、一筆方式は３割（４割・５割）を超える減収となった耕地に対し、半相殺方式は２割（３割・４割）を超える減収となった農家に対し、全相殺方式は１割（２割・３割）を超える減収となった農家に対し、それぞれ次により算定される共済金が支払われます。

共済金の支払額＝単位当たり共済金額×共済減収量

共済減収量は、次により算定します。ただし、発芽不能又は移植不能の耕地の共済減収量は、実損害額を勘案してその耕地の全損の場合の共済減収量の２分の１として算定されます。

#### ア 一筆方式

$$\text{共済減収量} = \left( \frac{\text{被害耕地の}}{\text{基準収穫量}} - \frac{\text{被害耕地の}}{\text{収穫量}} \right) - \frac{\text{被害耕地の}}{\text{基準収穫量}} \times \frac{30}{100} \left( \frac{40}{100} \cdot \frac{50}{100} \right)$$

#### イ 半相殺方式

$$\text{共済減収量} = \left( \frac{\text{被害耕地に係る}}{\text{基準収穫量の合計}} - \frac{\text{被害耕地に係る}}{\text{収穫量の合計}} \right) - \frac{\text{農家の基準}}{\text{収穫量}} \times \frac{20}{100} \left( \frac{30}{100} \cdot \frac{40}{100} \right)$$

#### ウ 全相殺方式

$$\text{共済減収量} = (\text{農家の基準収穫量} - \text{農家の収穫量}) - \frac{\text{農家の基準}}{\text{収穫量}} \times \frac{10}{100} \left( \frac{20}{100} \cdot \frac{30}{100} \right)$$

なお、水稻については、過去の共済事故の発生状況、水稻に係る農作物共済の収支の状況等が農林水産大臣の定める基準に適合する組合等は、一筆方式は２割（３割・４割）を超える減収となった耕地に対し、半相殺方式は１割５分（２割５分・３割５分）を超える減収となった農家に対し共済金が支払われます。

### （２） 水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式

共済目的の種類等ごとに、品質を加味した実収収量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が特定農作物共済限度額に達しない農家に対し、次により算定される共済金が支払われます。

$$\begin{aligned} \text{共済金の支払額} &= (\text{特定農作物共済限度額} - \text{生産金額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{特定農作物共済限度額}} \\ (\text{特定農作物共済限度額} &= \text{基準生産金額} \times \frac{90}{100} \left( \frac{80}{100} \cdot \frac{70}{100} \right) \end{aligned}$$

|      |
|------|
| 事業実績 |
|------|

( 1 ) 加入の状況 ( 平成 1 9 年産 )

| 事業  | 引受戸数  | 引受面積  | 引受率  | 総共済金額  | 共 済 掛 金 |        |        |
|-----|-------|-------|------|--------|---------|--------|--------|
|     |       |       |      |        | 総 額     | 国庫負担   | 農家負担   |
|     | 千戸    | 千ha   | %    | 億円     | 百万円     | 百万円    | 百万円    |
| 水 稲 | 1,884 | 1,513 | 90.6 | 12,348 | 31,294  | 15,646 | 15,647 |
| 陸 稲 | 0.5   | 0.2   | 4.3  | 0.5    | 9       | 4      | 4      |
| 麦   | 52    | 248   | 93.8 | 638    | 7,541   | 4,052  | 3,490  |
| 計   | 1,936 | 1,760 |      | 12,986 | 38,843  | 19,702 | 19,141 |

( 2 ) 共済金の支払状況 ( 平成 1 9 年産 )

| 事業  | 被害戸数 | 共済金   | 再保険金  | 被害農家 1 戸<br>当たり共済金 | 金額被害率 |
|-----|------|-------|-------|--------------------|-------|
|     | 千戸   | 百万円   | 百万円   | 円                  | %     |
| 水 稲 | 81   | 7,321 | 1,602 | 89,858             | 0.6   |
| 陸 稲 | 0.1  | 4     | 0.1   | 39,786             | 8.1   |
| 麦   | 13   | 2,146 | 152   | 165,468            | 3.4   |
| 計   | 95   | 9,470 | 1,755 | 100,180            | 0.7   |

### 3 園芸施設共済の制度の仕組み

#### 共済目的

- 特定園芸施設……施設園芸用施設のうち、温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び雨よけ施設等気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設
  - 附 帯 施 設……暖房施設、かん水施設等
  - 施設内農作物
- (注) 1 附帯施設及び施設内農作物については、組合等が共済目的として定めている場合に加入できますが、特定園芸施設と併せて加入しなければなりません。

#### 共済事故

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

- (注) 1 施設内農作物に係る損害は、特定園芸施設の事故に伴わないものも対象となります。  
2 施設内農作物を特定園芸施設と併せて加入する場合、病虫害を共済事故としない方式があります。

#### 加 入

園芸施設共済には、特定園芸施設の設置面積（ガラス室は2倍換算）の合計が2aを下らず5aを超えない範囲内で組合等が定める面積（加入面積基準）以上の特定園芸施設を所有し、又は管理する農業者で、組合等の区域内に住所を有する者が加入できます。ただし、加入申込みは、所有する特定園芸施設のすべてについて行う必要があります。

なお、園芸施設共済においても家畜共済と同様に、総会（又は議会）の議決により義務加入制をとることができます。

#### 引受方式

引受は、特定園芸施設1棟ごとに行われます。

次の基準のいずれかが一つに該当する農家は、病虫害事故除外方式に加入できます。その場合、除外に見合う共済掛金が割引されます。

| 事 故 除 外 基 準                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 特定園芸施設の設置面積（ガラス室は2倍換算）の合計が5aを下らない範囲内で組合等が定める面積基準以上であって、共済責任期間開始前3年間にわたり特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。</p> <p>(2) 病虫害による損害の防止を行うために必要な施設が整備されており、その防止を適正に行う見込みがあること。</p> |

また、組合等が共済規程等に特定園芸施設撤去費用（特定園芸施設（被覆材を除く。）の解体、搬出及び処分に要する費用）に係る損害の額を定めている場合、農家は当該費用を補償対象とすることができます。

### 共済責任期間

原則として組合等が、共済掛金の支払いを受けた日の翌日から1年間です。

### 共済金額

特定園芸施設1棟（特定園芸施設と併せて加入した附帯施設又は施設内農作物も含みます。）ごとに、共済価額に最低割合（4～6割の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

共済価額 × 4～6割    共済金額    共済価額 × 8割

なお、同一共済責任期間中においては、共済金が支払われても共済金額は減額されません（全額主義）。

（注）共済価額は、特定園芸施設及び附帯施設については共済責任期間開始時における価額を基礎とし、施設内農作物については施設内農作物の生産費を勘案して組合等が設定します。

### 共済掛金

#### (1) 共済掛金

共済掛金の額 = 共済金額 × 共済掛金率

共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則20年間）における被害率を基礎として定める基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合等が設定します。  
また、農作物共済と同様、危険段階別に共済掛金率を設定することができます。  
基準共済掛金率は、一般に3年ごとに改定されます。

#### (2) 共済掛金に対する国庫負担

国庫は、共済掛金のうち、共済金額（農林水産大臣が定める金額（農家ごとに8千万円）を限度とします。）に基準共済掛金率を乗じて得た金額の2分の1を負担します。

## 損害発生のお知らせ及び損害評価

### (1) 損害防止及び損害発生通知

農作物共済に同じ。

### (2) 損害評価

損害評価は、農家の損害発生通知を受けて、農林水産大臣が定める損害認定準則により行われます。

組合等と連合会は、共済事故の発生の都度、原則として合同で現地調査を行い、現地調査終了後、それぞれの損害評価会の意見を聴いて損害の額を認定します。

## 共済金

特定園芸施設 1 棟ごとに、損害額が共済価額の 1 割又は 3 万円のいずれかを超える場合に支払われます。

$$\text{共済金の支払額} = \text{損害額} \left\{ \begin{array}{l} \text{特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の被害額の合計} \\ \text{残存物価額・賠償金等} \end{array} \right\} + \text{特定園芸施設撤去費用の損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

なお、特定園芸施設撤去費用の損害額は、撤去に要した費用が 1 0 0 万円を超えるとき又は特定園芸施設本体の損害割合が 5 0 % ( ガラス室は 3 5 % ) を超えるときにいずれかに該当する場合に加算することとなります。(ただし、当該費用の支払対象となる施設区分に限る。)

## 事業実績

### ( 1 ) 加入の状況 ( 平成 1 9 年度 )

| 事業     | 引受戸数      | 引受面積      | 引受率       | 総共済金額       | 共 済 掛 金      |              |              |
|--------|-----------|-----------|-----------|-------------|--------------|--------------|--------------|
|        |           |           |           |             | 総 額          | 国庫負担         | 農家負担         |
| 園芸施設共済 | 千戸<br>243 | 千ha<br>25 | %<br>48.2 | 億円<br>4,442 | 百万円<br>6,024 | 百万円<br>3,009 | 百万円<br>3,016 |

### ( 2 ) 共済金の支払状況 ( 平成 1 9 年度 )

| 事業     | 被害戸数     | 共 済 金        | 再保険金       | 被害農家 1 棟<br>当たり共済金 | 金額被害率    |
|--------|----------|--------------|------------|--------------------|----------|
| 園芸施設共済 | 千戸<br>25 | 百万円<br>2,679 | 百万円<br>215 | 円<br>79,567        | %<br>0.7 |

# 農業災害補償制度を取り巻く最近の情勢

## 制度関係

### ○ 規制改革会議第3次答申（参考1）

平成20年12月26日に、規制改革会議第3次答申に示された具体的施策を最大限尊重する旨閣議決定された。答申においては農業共済制度に関する具体的な指摘として次の事項を掲げ、

- ・ については21年度、
- ・ については21年中に措置すべきとしている。

農業共済組合が組合員の意識を踏まえて事業運営を行っているかを検証し、その内容を公表すべき

農業共済制度におけるリスクヘッジ手段の多様化・高度化を研究し、公表すべき

農業共済組合の事業実績並びに業務及び財産の状況に関する説明書類について、ホームページに掲載するなど、情報開示を促進すべき

農業共済組合においても、総会議決がなされるなど組合員の求めに応じて公認会計士監査が可能であることを周知すべき

### ○ 農業共済再保険特別会計の見直し（参考2）

平成18年6月に公布・施行された、いわゆる行革推進法の規定に基づき、農業共済再保険特別会計について、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計との統合を平成20年度末までに検討することとされ、平成22年度に統合することを前提に検討を行っている。

### ○ 果樹共済の引受けの拡大

果樹共済の収穫共済における面積引受率は、全樹種平均で25%前後と低水準で推移していることから、平成19年度より

生産金額の確認について、系統出荷の資料だけでなく、青色申告関係書類等も利用できるようにして災害収入共済方式等の加入要件を緩和すること

地域別の危険段階別共済掛金率を設定した上で、個々の農業者の被害実態に応じて地域内一律の共済掛金率を更に個人ごとに設定する危険段階別共済掛金率を設定できるようにすること

選果場単位で加入促進を図り、農業共済資格団体として加入することにより大規模経営体と同様の低い事故率に見合った低い掛金率を設定できるようにすること

などの運用改善を本格的に実施して、加入促進を図っている。

### ○ 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）と農業共済の関係について（参考3）

平成19年度から導入された水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）と農業共済との関係については、

災害による減収は、農業災害補償制度により補てん

収入減少影響緩和交付金は、農業共済の加入、未加入にかかわらず、最高補償割合の水準で農業共済に加入しているものとみなして、共済金相当額を控除して交付する

とし、農業災害補償制度は、災害対策等の基幹として、農家経営の安定のために重要なものと整

理。

○ 農業共済団体等の農作物共済事業における積立金について

農業共済団体等における農作物共済事業（農作物共済勘定）の積立金については、団体等個々に見ると剰余が長年にわたって発生している状況が見受けられるとともに、団体等の特別積立金は不足金の補てん以外に農家への損害防止事業や無事戻しに相当部分が使用されている状況が見受けられたため、会計検査院から、

国庫負担金及び組合員等負担共済掛金を原資とした組合等手持掛金及び連合会手持保険料から多額の剰余が生じないよう処置を講ずること

組合等及び連合会が特別積立金を取り崩す際に、将来不足の補てんなどに窮するおそれがあるか否かをより一層検討することが肝要である

との意見表示が平成 18 年度決算検査報告で行われた。

これを受け、多額の剰余が生じている団体等については、平成 20 年産の水稻・陸稲や平成 21 年産の麦の基準共済掛金率の見直しを実施（安全率の見直しを実施）するとともに、団体等が損害防止事業や無事戻し等を実施するため、特別積立金を取り崩すに当たっては、保険収支の将来見通し等を踏まえ、次年度以降の不足金の補てん等に窮するおそれがないかを十分に検討した上で行うよう通知（「農業災害補償制度（農作物共済）の運営について」（平成 19 年 11 月 9 日付け保険課長・保険監理官通知、「農作物共済事業の特別積立金取崩しに係る共済収支の将来見通し等の検討の具体的な方策について」（平成 20 年 3 月 28 日付け保険課長・保険監理官通知）を発出した。

○ 衛星画像を活用した損害評価方法の確立について（参考 4）

現行の水稻共済の損害評価（検見）は、多数の組合員（農家）のボランティア的協力を得て行っているが、今後、農家数の減少や高齢化の進展が見込まれていることを踏まえ、検見に代わる衛星画像を活用した損害評価方法の確立のための事業を 20 年度から開始したところ。

○ 家畜共済損害防止事業の見直し（参考 5）

家畜共済損害防止事業は、共済事故抑制を通じ、家畜共済事業の収支の安定を図るため、昭和 42 年度から実施してきたが、その後の飼養形態の変化等を踏まえ、一層の事故低減効果が上がるよう、本年度、対象疾病の見直し、診療点数方式の導入、連合会等の事業実施裁量の拡大等の見直しを行い、21 年度から適用することとしている

## 組織関係

○ 農業共済事業の適正化

一部の農業共済組合において、不適正な引受けがあったことから、適正な事業運営を図るため、共済掛金等の立替払・現金払の禁止

引受内容の確認

コンプライアンス態勢の確立（参考 6）

等を内容とする通知を発出（平成１９年１１月）し、不適正な引受け等の再発防止策を講じたところ。

また、全国農業共済協会では「農業共済団体のコンプライアンス態勢を確立するための具体的取組み」を取りまとめ、これに基づき、共済団体等自らが、コンプライアンス態勢の確立に取り組んでいる。

○ 農業共済組合等の組織再編整備（参考７）

組合等の事業基盤及び事業実施体制の一層の整備強化を図る観点から、昭和４５年度以降、組合等の広域化を推進。昭和４５年当時、３２０２あった組合等数が、平成２０年４月時点で２７７に再編整備。

## 被害状況

○ 平成２０年の被害状況について（参考８）

平成２０年は一部地域において、局地的な大雨、降ひょう等により、農作物に被害が発生しているが、台風の本土上陸数がゼロであったことなどから、総じて見れば全国的広範に及ぶ大きな災害の発生はなく、共済金も平成に入って最も低い水準となる見込み。

## 規制改革会議 「規制改革推進のための第3次答申」( 抜粋 )

・「第3次答申」の決定・公表に当たって

・各重点分野における規制改革

### 2 農林水産業・地域

#### ( 1 ) 農林水産業分野

( 略 )

カ 農業共済制度の見直し、農業共済組合経営の透明化・健全化について

#### 【問題意識】

農業共済制度は、農業者が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生したときに共済金の支払いを受けて農業経営を守るという、農家の相互扶助を基本とした共済保険の制度であり、主要な作目のほとんどが制度の対象になっている。また、基本的には任意加入制であるが、米麦については、基幹作物としての重要性や全国的に作付けされており安定的な保険母集団を確保する必要があるとの理由により農業災害補償法（昭和22年法律第185号）により当然に加入することとなっている（当然加入）。

しかし、農業者の栽培管理能力は個々に異なり、当然、災害等による影響や被害の度合も個々に異なることから、当然加入について批判がなされることも多い。

近年、自然災害リスクに対応した金融市場が拡大・発展しており、自然災害におけるリスクヘッジ手段も多様化・高度化していることから、農業共済についても、新たなリスクヘッジ手段を取り入れ活用するなど、サービスの充実化を含めて見直しを図る時期に来ていると考えられる。

また、農業共済組合の経営においては、国からの補助金を不正受給していた問題や、農家に加入意思がなかったにも関わらず、加入したもののとして事務処理がなされていた事例が複数発覚したことから、ガバナンスの強化に取り組んでいるが、今後は、経営の透明化や健全化にもより一層取り組む必要がある。

## 【具体的施策】

### （ア）組合員の意識を踏まえた農業共済組合の事業運営の検証【平成21年度措置】

農業共済組合は、農業者たる組合員で構成され、我が国における農業の持続的発展に関する施策の重要な施策の1つとして位置付けられている農業災害補償制度を適正に運営していく公益的性格を有している。

農業災害補償制度は、農業生産の動向等に対応し、農業者の経営実態に応じた補償選択の拡大を図るなど、加入者の選択の自由度の拡大を図ってきているが、こうした中、農業共済組合が、公的使命を的確に果たすとともに、農業者の信頼を得て活力ある農業共済事業を展開していくためには、農業共済組合は、事業の効率化を図りつつ、農業生産や農業経営の変化に伴う農業者の多様化する保険需要等に対応し、地域の実情に応じた事業運営を行っていく必要がある。

したがって、農業共済組合が組合員の意識を踏まえて事業運営を行っているかを検証し、その内容等を公表すべきである。

### （イ）農業共済制度におけるリスクヘッジ手段の多様化・高度化の研究【平成21年度措置】

近年、自然災害リスクに対応した金融市場が拡大・発展しており、自然災害におけるリスクヘッジ手段も多様化・高度化している。

農業分野において、これらを活用するには、自然災害にも台風や地震以外に冷害などもあり、工夫や研究が必要と考えられるが、自然災害再保険市場のリスク負担能力は拡大しており、新たなリスクヘッジ手段として期待することができる。

したがって、農業共済制度においても、リスクヘッジ手段の多様化・高度化を研究し、公表すべきである。

### （ウ）農業共済組合経営の透明化【平成21年中措置】

農業共済組合が真に組合員のための組織となるため、組合経営の透明化は不可欠であり、事業の運営・管理においては、現状を正確に把握し迅速に公開していくなど、より一層の透明性を確保しなければならない。

#### a ディスクロージャーにおけるインターネットの活用

事業年度ごとに作成する業務及び財産の状況に関する説明書類（以下「説明書類」という。）については、一般金融機関だけでなく、多くの農協がインターネットを活用しホームページで公開しているところ

るである。

農業共済についても、突発的な自然災害により、多大な共済金の支払を生ずる可能性があることから、財産や収益の状況に関して、組合員がこれらの情報をより入手しやすくするための取組を講じる必要がある。

したがって、事業実績及び説明書類については、総会における説明や広報誌による周知のみならずホームページに掲載するなど、情報開示を促進すべきである。

#### **b 公認会計士監査に係る周知**

共済制度は、加入者である共済組合員の掛金を原資に、災害時に被害の補償を図る保険制度であり、それ故、業務運営のみならず、会計処理についても、適切にかつ確実に行われ、経営の透明性を確保することが不可欠である。

しかしながら、農業共済組合の監査は、監事監査のみが行われており、外部監査がなされていない。

したがって、総会等により、公認会計士監査に関して議決がなされるなど、組合員の求めに応じて公認会計士監査が可能であることを、周知すべきである。

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律  
(平成18年法律第47号)

(趣旨)

第十七条 特別会計の改革は、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、特別会計において経理されている事務及び事業の合理化及び効率化を図ることにより行われるものとし、平成十八年度から平成二十二年度までの間を目標に計画的に推進されるものとする。

2 (略)

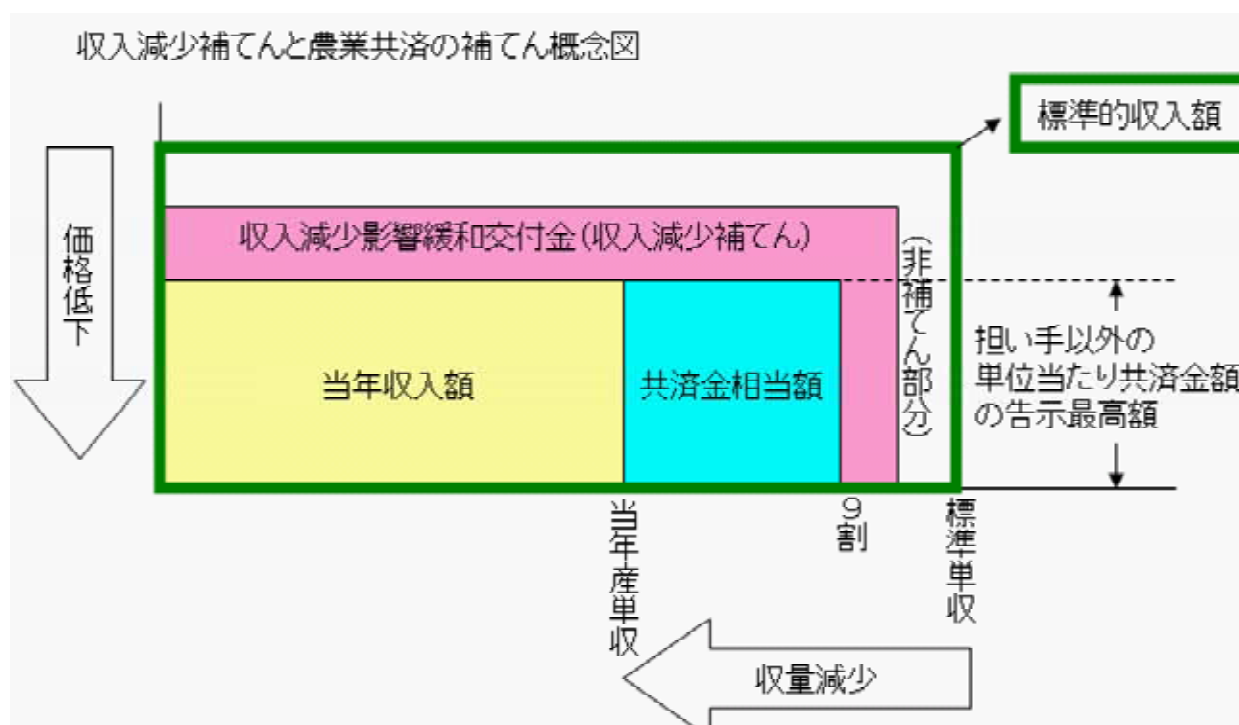
(農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計に係る見直し)

第二十六条 農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計において経理されている再保険の機能に係る事務及び事業については、積立金の管理の透明性の向上を図った上でこれらの特別会計を統合した特別会計において経理することを含め、その在り方を平成二十年度末までに検討するものとする。

## (2) 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）と農業共済の関係について

## 1 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の収入減少影響緩和交付金と農業共済との関係

収入減少影響緩和交付金の算定に当たっては、農業共済制度による補てんと重複が生じないように、個々の農業者の農業共済への加入の有無に関係なく、都道府県ごと、対象品目ごとに、農業共済制度の最高補償割合（9割）までは農業共済制度の補てんがなされたものとみなして、共済金相当額を控除した金額が算定される。



交付金の算定は以下のとおりである。

$$((\text{標準的収入額} - \text{当年収入額}) \times 0.9 - \text{共済金相当額})$$

共済金相当額

$$= (\text{標準単収} \times 9 \text{割} - \text{当年産単収}) \times \text{担い手以外の単位当たり共済金額の告示最高額} \times \text{当年産生産面積}$$

交付金は、最高補償割合での補償がなされたものとして共済金相当額が控除されることから、当該作物の引受けを行っている全ての組合等において最高補償割合となる引受方式（全相殺方式など）を実施している。

## 2 単位当たり共済金額

### (1) 算定の考え方

農業共済は災害による農作物の減収を補てんすることから、単位当たり共済金額は、販売価格と生産量に連動して交付される価格対策の交付金を合わせた水準としている。

したがって、水田・畑作経営所得安定対策の生産条件不利補正交付金の対象作物である麦、大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょに係る単位当たり共済金額は、「販売価格」と「生産条件不利補正交付金のうち毎年の生産量・品質に基づく交付金（以下「成績払」という。）の数量単価」とを合計した額を基礎に算定している（生産条件不利補正交付金のうち過去の生産実績に基づく交付金は、当該年の生産量と関係なく支払われることから、これを単位当たり共済金額に含めないこととしている。）。

また、成績払は交付対象が「担い手」であることから、単位当たり共済金額の上限を、

ア 「担い手」にあっては、販売価格に成績払を加えた金額相当

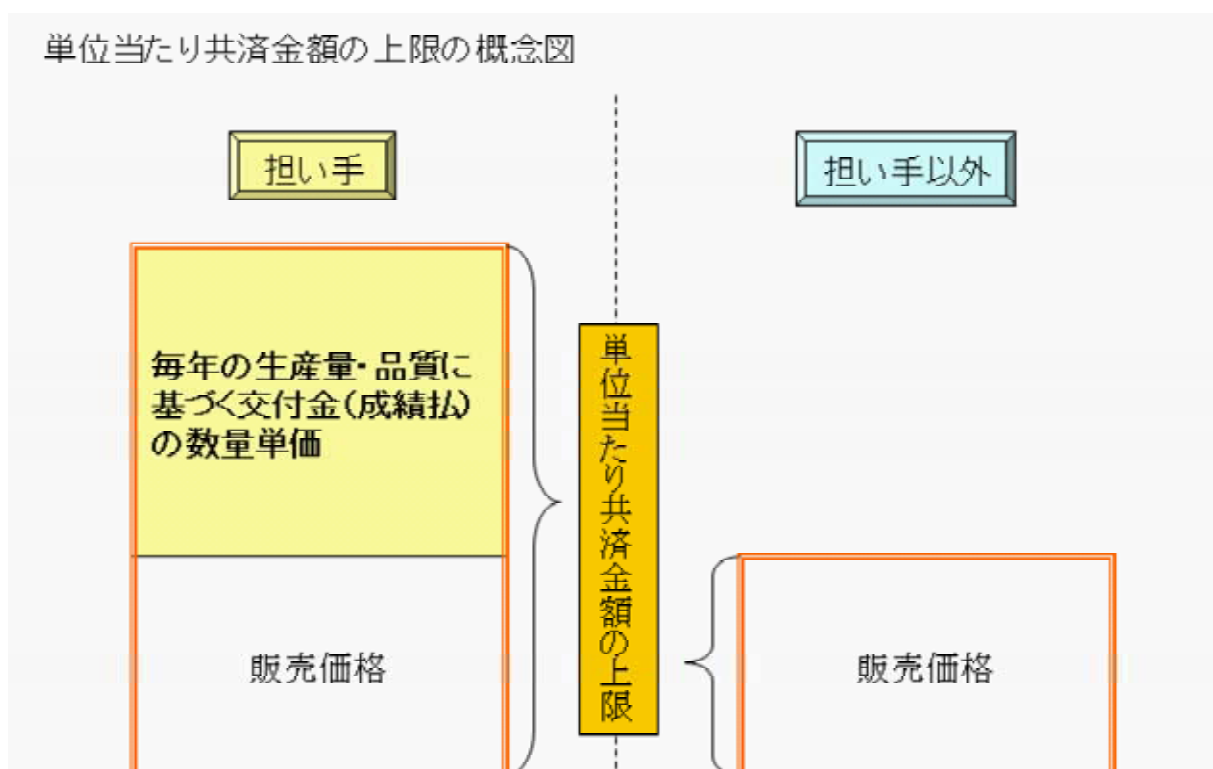
イ 「担い手以外」にあっては、販売価格相当

とに区別をして適用することとしている。

### (2) 農業共済における「担い手」の確認（地方農政事務所等との連携）

農業共済において、「担い手」と「担い手以外」では、単位当たり共済金額の適用が異なることから、成績払の有無を確認することにより「担い手」であるかのチェックを行う必要がある。

しかしながら、成績払が交付されるのは農業共済の加入より後になるため、共済加入時には自己申告により「担い手」として引き受け、後に地方農政事務所等と連携を図り成績払の有無を確認することとしている。（成績払が交付されてなかった場合は、担い手以外に引受変更を行う。）



## 衛星画像を活用した損害評価方法の確立について

- 1 現行の水稲共済の損害評価、すなわち被害耕地の収穫量の把握は、主に損害評価員（農家）による検見（目視）と、一部の被害耕地の実測（坪刈り）により行っている。
- 2 このうち検見については、農村社会における互助精神を基盤に、全国で10万人以上の組合員（検見を行うに必要な知識や経験を備えた農家）に損害評価員として、協力頂き実施しているが、損害評価は収穫期に集中するため、大災害時には、多数の損害評価員の動員が必要など、円滑な評価のためには災害の程度に応じた体制整備が課題となっている。しかし、今後、専業農家の減少や農家の高齢化が進展し、このような知識や経験を有する損害評価員の確保が今後ますます困難となることが見込まれる。このため、将来にわたり、いかなる大災害が発生しても確実に損害評価を行い、適切に共済金を支払うためには、いまのうちに現行の検見に代わる新しい損害評価方法の確立に向けた準備を始めておく必要がある。
- 3 このような背景のもと、農林水産省としては、（独）宇宙航空研究開発機構（JAXA）の公募制度を活用した調査研究結果を踏まえ、検見に代わる衛星画像活用した方法の実用化が可能と考え、所要の予算要求を行い、今年度（20年度）から、衛星画像を活用した損害評価の確立のための事業を開始し、26年度には全国で新しい損害評価方法に移行することを目指して取り組んでいる。
- 4 本手法を確立することにより、  
損害評価員の確保難の解消はもとより、大災害時も含め、適期に被害申告のあったほ場すべてについて円滑に評価が可能  
地域共通の収量推計式を用いて評価を行うことにより、評価の客観性が一層向上  
全相殺方式等について、現在の出荷収量の概ね全量の把握が可能な組合員のみでの限定無く加入が可能  
といった成果が期待され则认为している。

## 家畜共済損害防止事業の見直し

1. 家畜共済事業は、病気など不慮の事故により牛等の家畜が死亡した場合などに共済金を支払い被災農家の経営の安定に資する制度であるが、事故の中には予め予防検査を実施することで損害の発生を防止できるものがある。

家畜共済損害防止事業は、農業災害補償法第150条の3の規定に基づき、農林水産大臣の指定した対象疾病（現在8つ）の損害を防止し、共済事故の増加抑制を通じ、家畜共済事業の収支の安定を図るために、昭和42年度から実施している。

2. 本事業の対象疾病については、畜産農家の飼養形態の変化、栄養管理技術の向上等により事故の発生率が低下している疾病がある一方、対象外疾病のうち、飼養頭数の多頭化と相まって事故率が上昇している疾病があること等から、事業効果を一層向上させるため、本事業の見直しを行った。

事業の見直しの主な内容は以下の通りである。

### 対象疾病の見直し

事故率の低下した牛のピロプラズマ病、牛の肝蛭症、馬の骨軟症については、対象疾病から除外し、一方、検査技術の進展等に伴って獣医師による検査で予め発見が可能であり、かつ予防又は治療が可能な周産期疾患、運動器疾患、寄生虫性腸炎を対象疾病に追加する。

### 診療点数方式の導入

所要経費の計算を積算方式から一般診療と同様に診療点数方式に変更（これにより獣医師の技術料は実績頭数に応じて支給）する。

### 事業実施主体の裁量の拡大

これまでは、対象家畜、疾病毎の検査頭数、方法を国が指示していたが、団体がある程度主体的に事業計画（検査頭数、効率的な検査方法（プロファイルテスト）の活用等）を定められるよう裁量を拡大し、事業計画変更協議も予定事業費を30%下回る場合に限定する。

3. これらにより、

一般診療と特損事業で使用する医薬品等の在庫の区分監理が不要となり、医薬品の効率的使用、事務の効率化が図られる。

地域における疾病の発生態様や事業期間中における突発的な疾病の発生等に臨機応変の対応が可能となり、事故発生抑止効果が高まると見込まれる

といった効果が期待される。

## 農業共済団体等におけるコンプライアンス態勢確立のための取組み

### 1. 不祥事未然防止マニュアルの策定

不祥事件の発生を未然に防止する観点から、全国農業共済協会（以下「NOSA I全国」という。）が、事務処理内容に沿った未然防止策の具体的内容例を不祥事未然防止マニュアルとして取りまとめ各連合会に送付（平成18年11月）

- マニュアルの構成（任意共済、家畜共済）

- （1）不祥事の未然防止策

- （2）不祥事対応・未然防止の手引

### 2. 農業共済団体等のコンプライアンス態勢確立のための具体的取組方針の策定

コンプライアンス態勢の確立は、行政からの指導の有無にかかわらず農業共済団体等が自ら主体的に取り組むべきものであることから、農業共済団体として態勢確立に向けた具体的取組について、学識経験者やブロック代表の実務者等による検討を経て、NOSA I全国が取りまとめ（平成19年12月26日）

- 取組内容

- （1）コンプライアンス・プログラムの徹底した実践

- （2）役職員のコンプライアンスに関する意識改革の徹底

- （3）共済掛金等についての口座振替の徹底のための具体的方策

- （4）やむを得ず現金等を扱う場合の不祥事未然防止対策

- （5）共済掛金等についての立替払禁止の周知徹底方法

- （6）コンプライアンスを踏まえた加入推進のあり方

### 3. コンプライアンス態勢確立のフォローアップ

農業共済団体等は、上記を踏まえたアクション・プログラム（これから何をするかという工程表）を作成。

平成20年3月末以降4半期ごとに、アクション・プログラムの実践状況を報告（NOSA I全国が取りまとめ、農林水産省へ報告）

- 平成20年9月末の実践状況（平成20年10月）

- （1）諸規定及び組織体制の整備

- 96%の組合、すべての連合会で整備

- （2）コンプライアンス改善委員会の開催

- 74%の組合、88%の連合会で開催（ほぼ同じ割合で外部委員の登用あり）

- （3）不祥事未然防止マニュアルの策定

- 家畜共済：87%の組合、84%の連合会で策定済

- 建物共済：90%の組合、85%の連合会で策定済

- 農機具共済：90%の組合、87%の連合会で策定済

他の共済：7割弱の組合、65%前後の連合会で策定済

(4) チェックリストの作成

家畜共済：79%の組合、86%の連合会で策定済

建物共済：82%の組合、83%の連合会で策定済

農機具共済：81%の組合、87%の連合会で策定済

他の共済：8割弱の組合、8割強の連合会で策定済

(5) 役職員の研修

19年度以降、99%の組合、すべての連合会で実施

うち、役員研修は93%の組合、72%の連合会で実施

(6) 共済掛金等の口座振替の徹底（農家への周知）

すべての組合で取組（広報誌93%、戸別訪問73%、集落座談会51%、ホームページ43%、チラシ42%等）

(7) 共済掛金の立替払い禁止の周知

99%の組合、98%の連合会で実施（理事会等で確認、会議等で説明、文書での周知）

## 農業共済団体等の組織の状況

- 農業共済団体等は、昭和32年に市町村での共済事業実施のための制度改革が行われ、昭和45年以降4次にわたり、事業運営基盤の強化のため組織再編整備計画に基づく組合等の合併が進められてきた。
- 最近では、第4次計画が策定された平成2年度の925組合等から、20年度には277組合等まで減少（70%減）。

### 組合等数の推移

| 年 度        | 昭和22   | 32    | 45    | 50    | 55    | 60    | 平成2 | 7   | 12  | 15  | 17  | 18  | 19  | 20  |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 組合等数       | 10,541 | 5,326 | 3,202 | 2,486 | 2,274 | 1,633 | 925 | 783 | 372 | 312 | 294 | 294 | 283 | 277 |
| うち組合営      | 10,541 | 5,326 | 2,037 | 1,309 | 1,087 | 769   | 539 | 455 | 239 | 221 | 215 | 215 | 207 | 205 |
| うち市町村営     | -      | -     | 1,165 | 1,177 | 1,187 | 864   | 386 | 328 | 133 | 91  | 79  | 79  | 76  | 72  |
| H2を100とした比 | -      | -     | -     | -     | -     | -     | 100 | 85  | 40  | 34  | 32  | 32  | 31  | 30  |

（注）1．各年4月1日現在のものである。

2．組合等数の最大は昭和30年の10,907組合等。

### 連合会数の推移

| 年 度         | ～平成11 | 12～15 | 16～20 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 連合会数        | 47    | 46    | 43    |
| H11を100とした比 | 100   | 98    | 91    |

平成11年改正で県域組合による2段階制を導入。

現在まで4連合会が解散。

（注）各年4月1日現在のものである。

### 沿革(農業共済団体等組織の整備に関するもの)

|       |                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------|
| 昭和32年 | 共済資源が乏しく組織の基盤が弱い地域における共済事業実施体制を確保するため、共済事業を農業共済組合から市町村へ移譲できるよう制度を改正 |
| 昭和45年 | 農業共済組合広域合併推進事業実施要領（第1次計画）制定                                         |
| 昭和46年 | 農業共済組合の区域を1又は2以上の市町村の区域（従来は原則として1市町村の区域）とするよう制度を改正                  |
| 昭和50年 | 第2次農業共済組合広域合併推進事業実施要領（第2次計画）制定                                      |
| 昭和55年 | 農業共済組合等組織整備推進事業実施要領（第3次計画）制定                                        |
| 平成2年  | 農業共済組合等の地域再編整備の推進について（第4次計画）制定                                      |
| 平成11年 | 地域の意向に応じた2段階制により事業を実施できるよう制度を改正                                     |

( 参考 8 )

## 平成20年の被害状況等について

### 1 平成20年の主な自然災害等による農作物等被害について

本年は全国的に大きな被害は発生していないものの、局地的な大雨や降ひょう・降霜等により、被害が発生している。その概要は以下のとおり。

| 災害名                       | 主な被害                            | 被害額(億円) | 主な被害地域            |
|---------------------------|---------------------------------|---------|-------------------|
| 7月末の大雨<br>(7/27～29)       | 水稲、大豆、果樹、花きの浸冠、水土砂流入、農地の損壊等     | 101     | 新潟県、富山県、石川県、京都府等  |
| 平成20年8月末豪雨<br>(8/26～8/31) | 農業用施設の損壊、水稲、大豆、そば、野菜、果樹等の浸水、倒伏等 | 41      | 岩手県、福島県、栃木県、愛知県等  |
| 台風13号<br>(9/18～19九州接近)    | 農業用施設の損壊、さとうきび、水稲、野菜、果樹等の倒伏等    | 76      | 高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県等 |

この他、東北地方における地震により農地、農業施設等に被害が、全国各地で降ひょう・降霜等により農作物等に被害が発生している。  
資料：農林水産省災害関連情報をもとに作成。

### 2 台風の上陸数について

気象庁の公表資料によると、本年の台風上陸数は0個（平年の上陸数は、2.6個。なお、年間の台風上陸数が0個であったのは、昭和26年から昨年までの間では、昭和59年、昭和61年、平成12年の3回のみ）となっている。

| 平 年<br>(1971年～2000年の平均) | 平成20年 | 平成19年 | 平成16年(注) |
|-------------------------|-------|-------|----------|
| 2.6個                    | 0個    | 3個    | 10個      |

注：平成16年は1951年以降、台風の上陸数が最も多かった年である。

### 3 過去10年の共済金支払額

( 単位：億円 )

| 年          | 水稲  | 麦   | 家畜  | 果樹  | 畑作物 | 園芸施設 | 合 計   | (水稲作況) |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|--------|
| H 9        | 58  | 63  | 611 | 72  | 44  | 44   | 893   | 102    |
| H 1 0      | 247 | 90  | 627 | 97  | 75  | 59   | 1,195 | 98     |
| H 1 1      | 217 | 102 | 631 | 103 | 59  | 82   | 1,194 | 101    |
| H 1 2      | 29  | 65  | 622 | 61  | 67  | 34   | 879   | 104    |
| H 1 3      | 59  | 66  | 611 | 60  | 52  | 25   | 874   | 103    |
| H 1 4      | 92  | 67  | 636 | 54  | 69  | 40   | 959   | 101    |
| H 1 5      | 990 | 67  | 626 | 72  | 83  | 33   | 1,871 | 90     |
| H 1 6      | 350 | 38  | 635 | 99  | 86  | 144  | 1,353 | 98     |
| H 1 7      | 55  | 48  | 637 | 33  | 28  | 38   | 840   | 101    |
| H 1 8      | 207 | 89  | 640 | 51  | 67  | 37   | 1,090 | 96     |
| H 1 9 (速報) | 73  | 21  | 634 | 35  | 42  | 27   | 832   | 99     |

資料：農林水産省経営局「農作物共済統計表等各農業共済統計表」、  
農林水産省統計部「作物統計」

注：水稲、麦、果樹及び畑作物は年産であり、家畜及び園芸施設は年度である。